

企業長の職務を代理する者に関する規則及び大阪広域水道企業団における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき定める職に関する規則の一部を改正する規則のあらまし

- 1 内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行います。
- 2 この規則は、令和7年4月1日から施行します。